

札幌市公立保育園等機械警備業務＜Aブロック＞仕様書

1 業務目的

警備対象施設において、火災・盗難・破壊の防止、警戒、予防、早期発見等のための警備を行うことにより、身体、生命、財産を保護するとともに、施設業務の円滑な運営の維持に資することを目的とする。

2 業務内容

受託者が設置保有する警備機械を使用し、警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第5項に規定する機械警備業務を業務内容とする。

(1) 機械による警備

無人となった警備対象施設を警備機器により警備する。

(2) セキュリティシステムによる警備

警備対象施設を警備機器により常時警備する。

3 業務実施期間

令和7年10月1日から令和12年9月30日までとする。ただし、下記4特記事項に記載のある施設については、この限りでない。

4 業務実施場所

施設名	所在地	特記事項
新川保育園	札幌市北区新川1条5丁目1番23号	
新琴似保育園	札幌市北区新琴似8条3丁目1番40号	
北区保育・子育て支援センター	札幌市北区北25条西3丁目3番3号	
東区保育・子育て支援センター	札幌市東区北9条東7丁目1番25号	
みかほ保育園	札幌市東区北19条東5丁目1番24号	令和12年3月31日で閉園予定のため、業務実施期間は、令和7年10月1日から令和12年3月31日までとする。
手稲区保育・子育て支援センター	札幌市手稲区手稲本町3条2丁目4番15号	

その他詳細は、別紙「Aブロック警備実施施設一覧表」を参照すること。

5 契約金額

上記 4 特記事項に記載のある施設での業務実施期間の終了に伴う契約金額の改定は行わない。

6 警備時間

(1) 機械による警備

受託者が警備業務を実施する時間は、警備対象施設が無人となり、警備センサー等の機器が作動している時間中とする。なお、当該機器のスイッチの入切は、対象施設の職員が行うものとする。

(2) セキュリティシステムによる警備

平日及び休日の24時間体制とする。

7 警備機器の設置

(1) 機械による警備

受託者は、受託者の責任において、業務実施場所の各部屋、廊下及び階段等の必要か所に、業務遂行上必要十分な数の自動警報機器（警備センサー等）を設置し、警備時間中、当該警報機器により感知される異常の有無を自動的に表示する機械設備を、受託者の警備本部に設置するものとする。

(2) セキュリティシステムによる警備

受託者は、受託者の責任において、非常時に警備対象施設全域で通報可能な携帯用の送信機（無線非常通報装置等）を各3個備えるとともに、当該送信機から送られる電波を受送信する自動通報装置（受信機及び警備送信機等）を設置する。また、受託者の警備本部には、当該自動通報装置から送信された情報を受信する通報受信装置を設置するものとする。

火災監視用自動警報装置について、業務実施場所に消防用設備として既設されている場合は、当該消防用設備で受信した異常信号を受託者の警備本部に送信するシステムを構築することで対応することとする。また設置されていない場合には、異常を感知し、感知した情報を受託者の警備本部に送信するシステムを構築することで対応することとする。

(3) 警備機器の設置に伴う費用は、受託者の負担とする。

(4) 受託者は、警備機器を設置、交換、修繕する場合には、事前に委託者の承認を受けるものとする。

8 警備機器の使用方法的周知

受託者は、業務実施場所の職員に対し、警備センサー等の機器の使用方法的

を周知すること。

9 警備対象施設と警備本部との通信手段

受託者は、警備対象施設に設置する警備センサー等の機器と受託者の本部との通信手段として、委託者所有の電話回線を使用するものとし、回線使用料は委託者の負担とする。なお、委託者所有の電話回線を使用しない場合の通信費等については、受託者の負担とする。

10 警備業務実施計画書の提出

受託者は、本業務の実施に当たり、あらかじめ警備センサー等の機器設置場所を明示した警備業務実施計画書を作成し、委託者に提出するものとする。なお、警備業務実施計画書の記載内容に変更があった場合は、速やかに変更内容を確認できる書面を委託者に提出することとする。

11 警備業務従事者名簿の提出

受託者は、あらかじめ警備業務従事者名簿を作成し、委託者に提出するものとする。なお、記載内容に変更があった場合は、速やかに変更内容を確認できる書面を委託者に提出すること。

12 警備業務の対処

(1) 受託者は、警備時間中、管制担当者を定め、受託者の本部に設置される機器表示盤により警備対象施設の異常の有無を間断なく監視し、警備の安全を確立するものとする。

(2) 受託者は、警備時間中前記(1)による方法で警備対象施設に異常事態が発生したことを知ったときは、遅滞なく緊急要員を当該施設に急行させ、異常事態の確認を行い必要な処置をとらせるものとする。

なお、セキュリティシステムによる警備については、異常又は事故の発生を知ったときは、110番又は119番通報し、委託者等必要箇所に報告するなど、必要な処置をとるものとする。

(3) 受託者は、緊急事態に対処するため、電話連絡設備及び連絡車両を常備するほか、必要な予備員を待機させるものとする。

13 設置機器の保守管理等

(1) 受託者は、前記7に定める機械設備に関し正常な機能を維持するため、毎月1回の保守点検を行い、また、毎日機械設備の正常な機能を点検確認するものとする。

万一、警報器の故障等により作動に異常を生じたときは、受託者の負担により遅滞なく警備上の安全処置を講ずるものとする。

- (2) 委託者の施設に設置した警報機器等の工事配線については、契約期間中、本契約業務遂行に支障が生じた場合は、受託者の負担により補修するものとする。

14 機器のき損・紛失

前記13にかかわらず、委託者は契約期間中、委託者の責に帰すべき事由により受託者の設置した機器、部品等をき損、紛失した場合は、その実費を受託者に支払うものとする。

15 契約終了・中途解約時の機器撤去

契約終了時又は受託者の責による中途解約時において、業務実施場所に設置された機器、部品等の撤去に伴う費用は、受託者の負担とする。

16 原状回復の義務

受託者は、機器の設置、交換、修繕又は撤去時にかかる工事に伴い、委託者の物件に損害を与えた場合は、受託者の負担により原状に復さなければならない。

17 セキュリティシステム用操作キー

受託者は、業務実施場所で使用するセキュリティ用操作キーを、別紙「A ブロック警備実施施設一覧表」に示した個数分作成し、委託者へ貸与することとする。

18 鍵の保管

本契約の目的達成のため、委託者が受託者に貸与した委託者の施設の鍵は、受託者の責任において保管されるものとする。

19 事故発生時の対応及び事故報告

受託者は、警備対象施設に火災、侵入、盗難、その他重大事故が発生し、又は発生のおそれがあるときは、必要な人員を当該施設に急行させるものとする。また、これらの事故について、委託者に対し速やかに連絡するとともに、文書をもって報告しなければならない。

20 警備業務報告書の提出

受託者は、毎月の警備業務を終了したときは、毎日の警備状況、異常の有無及び処遇内容等の必要事項を警備業務報告書（任意様式）に記入し、完了届とともに、速やかに委託者に提出するものとする。

21 秘密の保持

受託者は、業務遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

22 環境負荷の低減に関する事項

本業務の履行においては、札幌市環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。なお、特に以下の点に留意すること。

- (1) 電気及び連絡車両等の使用にあたっては、極力エネルギーの節約に努めること。
- (2) 成果品に紙を使用する場合再生紙を使用し、複数ページにわたる場合、原則として両面印刷を行うよう努めること。
- (3) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。

23 その他

- (1) 業務の遂行にあたっては、警備業法、労働基準法その他関係法令を遵守すること。
- (2) 業務の遂行に当たっては、子育て支援部及び業務実施場所との連絡を密にし、事故等の問題が発生した場合には必ず委託者に報告し、指示を受けるものとする。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者の協議の上決定するものとする。

24 担当

札幌市子ども未来局子育て支援部子育て支援課事務係

札幌市中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館3階

TEL 011-211-2988